

総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第12回）

日時 令和6年1月25日（木）11:00～11:55

場所 オンライン開催

1. 開会

○日暮新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただいまより再生可能エネルギー長期電源化・地域養成ワーキンググループの第12回会合を開催します。

本会合はオンラインでの開催とさせていただきます。トラブルやご不明な点などございましたら、事前に事務局よりご連絡させていただいたメールアドレス、連絡先までお知らせください。

本日の会合は桑原委員、高村委員がご欠席です。山内座長に、以後の議事進行をお願いいたします。

2. 説明・自由討議

（1）改正再エネ特措法の施行に向けて

○山内座長

山内でございます。

それでは早速ですけど、議事に入りたいと思いますが、まずは事務局から、本日の資料について、ご確認をお願いいたします。

○日暮新エネルギー課長

配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、資料1「改正再生エネルギー特措法の施行に向けて」資料2「再エネ特措法施行規則改正案の概要案」資料3「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）」をご用意しております。

○山内座長

よろしゅうございましょうかね。

それでは、議事ということになります。

本ワーキンググループは、改正再エネ特措法の詳細設計ということで、昨年5月に始めて、皆さんに計6回、議論をしていただきました。

それで、昨年11月に第2次中間取りまとめという形で、取りまとめを行ったところで

あります。

その後、事務局において、この取りまとめを踏まえて、今年4月の法施行に向けて、施行規則、法規則やガイドラインの整備を進めている状況と、こういう状態であると認識してございます。

そこで本日の会合では、事務局から施行規則とか、あるいはガイドラインの整備の進捗に当たり、まずは状況を報告していただくということ。そして、さらに詳細設計に関してご議論いただくと、こういうことを今日の議題内容というふうに考えております。

事務局から、まずはその内容について、ご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○日暮新エネルギー課長

改めて、新エネルギー課長の日暮でございます。

資料1、改正再エネ特措法の施行に向けてというスライドに沿って、全体の状況をご報告したいと思っております。

2ページ目をご覧ください。

改正再エネ特措法の施行に向けてでございますが、地域との共生、再生可能エネルギーの導入拡大、この両立を図るための措置を盛り込んで、今年の4月1日に施行する予定でございます。

本WGにおいて、精力的なご議論、詳細設計、集中的な討議をいただきまして、パブリックコメントも得て、11月に第2次取りまとめというものを行ってございます。

現在、この取りまとめを踏まえて、最終的な制度設計を進めているところでございます。

再エネ特措法の施行規則を改正しまして、制度的な措置の基本的部分を決定し、これにつきましては昨年11月末から12月末までパブリックコメントを実施してきてございます。このご意見も踏まえまして、2月に交付、そして4月に施行ということを予定してございます。

また、説明会及び事前周知ガイドライン、こういう新しいガイドラインを新設しまして、説明会等の詳細を決定してございます。これも12月22日から今年の1月21日の間でパブリックコメントを実施しておりまして、2月に公布を予定してございます。

本日の会合では、まだ少し整理が残っている部分を中心に11月の第2次取りまとめ時点から更に詳細設計等が進んだ部分をご説明したいというふうに考えてございます。

資料3ページから10ページまでは、第2次取りまとめの概要及びその参考資料を掲載してございます。

後ろに詳細な論点を載せてございますが、3ページ目、4ページ目が復習になります。11月に第2次取りまとめを行った内容でございます。

今回、議題にもなっておりますが、説明会等のFITの認定要件化がⅡでございます。

説明会等を実施すべき再エネ事業者の範囲というのを、特別高圧、高圧、低圧、そして周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアなどの区分に応じて、エリアを整理してござい

ます。

資料としては、5 ページ目に参考資料をつけてございますが、この点についても後ほど議題とさせていただきたいと思えます。

また、右側に周辺地域の住民の範囲というものがございまして。地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求めて、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加ということになってございまして。この辺りにつきましても、後ほど具体をご説明申し上げたいと考えてございまして。

早速本題に入りたいと思えますので、11 ページ目以降、ご覧いただけたらと思えます。

説明のポイントは主に5点でございまして。

(1) 周知・広報の徹底、(2) 経過措置、(3) 再エネ発電事業者と密接に係る者の範囲、考え方、(4) 「周辺地域の住民」に係る市町村への事前相談の具体的な方法、そして(5) その他の論点ということの5点でございまして。

まず1点目、周知・広報の徹底ということで、12 ページ目をご覧ください。

今回の第2次取りまとめでは、パンフレット等も用いながら分かりやすく説明することが重要である旨が、この第2次取りまとめの中でもまとめられているところでございまして。徹底した周知・広報というものを実施してきてございまして。

例えば、3番目の矢羽根をご覧いただきますと、昨年10月の資源エネルギー庁の「なっとく！再生可能エネルギー」のリニューアルに併せまして、今般の改正再エネ特措法の特設サイトも設けまして、今般の措置内容について説明を行ってございまして。

また、再エネ発電事業者向けにパンフレット、ガイドブックを作成しまして、説明会における説明事項や実施フローなどについて、図解を用いながら、これも説明を行っていく予定としてございまして。

自治体向けには、2023年10月に「地域情報連絡会」を開催しまして、改正内容について説明を行いました。説明会には41都道府県・273市町村の参加登録がございました。今後も複数回の説明会を対面オンラインで開催いたしまして、自治体にご協力いただくポイントなどを丁寧にご説明していきたいというふうと考えてございまして。

続きまして(2)経過措置についてということで、13 ページ目に入らせていただきたいと思います。

14 ページ目でございまして。

今回、説明会等につきまして、FIT/FIPの認定に当たっての要件とする措置を4月に施行させていただくというふうと考えてございまして。

これまで、このFIT/FIPの認定要件化については、十分な周知・広報に努め、実際に実施をしてきているというふうと考えてございまして。地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、この説明会等につきまして、改正後の措置を速やかに講じる必要があるというふうと考えてございまして。

したがって、FIT/FIPの認定、これは変更認定を含みますが、法施行日以降のものに

については、次のページに触れる入札の場合を除いて、説明会等の FIT/FIP 認定要件化の対象とすると。特段の経過措置は設けずに、施行日以後、認定を行うものについては、認定要件化の対象としてはどうかというふうに考えてございます。

若干の論点はあるかと思いますが、もともとこの FIT/FIP 制度が国民の負担の支援の下で、支援対象に対して、発電事業に対して特別な支援を行うという制度の趣旨であるということ、また、もともとこの住民との適切なコミュニケーションということは、現在においてもガイドライン上努力義務でもあったということ、こうした措置を講じることについての十分な周知を行っているということ、速やかな施行が地域と共生した再エネ拡大ということに当たって、非常に重要であるという政策判断ということ、また、この説明会を回避するために、駆け込みで様々なことを実施するということが適切ではないというふうに考えられることから、経過措置は極めて限定的な形で法施行していくこととしてはどうかというふうに考えてございます。

15 ページ目、この経過措置を設ける一部の例外について書かせていただいております。2023 年度の入札対象案件というものでございます。

この入札対象案件につきましては、法施行の時点で既に落札をされているということであることを踏まえて、事業の予見性を確保するために、認定取得が 2024 年度となる場合でもあっても、FIT/FIP 認定要件としての説明会等による事前周知を、この部分については求めないということとしてはどうかということでございます。

また、経過措置ではございませんが、2024 年度の入札対象案件につきましては、この入札参加時ではなく、FIT/FIP 認定申請までに説明会等による事前周知を求めるということとしてはどうかということです。ただし、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に必要な説明会開催、または事前周知を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらずに、落札者決定を取り消すということとしてはどうかというふうに考えてございます。

なお、今般の入札対象案件につきましても、複数のタイミングで説明会の開催を求めるということが他の認定でも求められてございます。この点については、入札対象案件についても、変わらないということとしてはどうかということでございます。

若干の留意事項として、米印を書いておりますが、他方で、例えば法施行より前に森林法等の許認可申請がなされている場合など、これらの他法令の許可申請がなされている場合などについては、若干の経過措置を設けたいというふうに考えてございます。

続きまして、3 点目、20 ページ目以降になりますが、再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲について、議題とさせていただきたいと思っております。

21 ページ目をご覧ください。

この説明会等の認定要件化に当たっては、再エネ発電事業と密接に関係する者、いわゆる密接関係者について、再エネ発電事業者と同一視する形で取り扱う旨の議論が、これまで本 WG でもなされてきているということでございます。

この再エネ発電事業者の範囲につきまして、①に書かせていただいております。

低圧の電源については、原則、説明会以外の手法での事前周知を求めるということですが、低圧の電源であったとしても、複数の電源が至近距離内に集合する場合などは、説明会の開催を求めるといこととしてございます。

この具体でございますが、再エネ発電事業の実施場所の敷地境界から 100m 以内に同一の事業者が実施する再エネ発電事業者の出力の合計が 50kW 以上となる場合、複数の電源が至近距離内に集合するものと判断することになります。その際の同一事業者が実施する再エネ発電事業者には、先ほど申し上げました密接関係者が実施する再エネ発電事業者も含むこととしてございます。

この②ですけど、変更認定時の説明会の実施についても、改めて説明会の実施を求めるとしておりますが、再エネ発電事業者自身が変わらない場合であったとしても、密接関係者が変更となる際には、同様に改めて説明会等の実施を求めるといこととしてございます。すなわち、密接に関係する範囲につきまして、至近距離で 50kW 未満に分割することによって、説明会を回避するというようなことができないように、この密接関係者及び近接する場所における、この発電の出力の合計値を見るということとしてございます。

本日のご報告事項は 22 ページ目でございますが、この再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲ということについての点でございます。

再エネ発電事業者が株式会社の場合は、再エネ発電事業者に対する議決権の過半数を保有する株主とその親会社。②再エネ発電事業者が持分会社の場合は、その社員とその親会社。③いわゆる合同会社、匿名会社、GK-TK スキームと呼ばれることがございますが、による再エネ発電事業の場合は、この②に加えて、匿名組合出資の出資持分の過半数を保有する出資者とその親会社という形で範囲を定めたいと考えてございます。ここで言う親会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する大蔵省令に規定する親会社ということとしたと考えてございます。

これは制度の実施状況等を踏まえた上で、検証した上で必要があるときには、また検討していきたいというふうに考えてございます。

4 点目の議題、23 ページ目以降でございます。「周辺地域の住民」に関する市町村への事前相談の具体的方法ということございまして、24 ページ目でございます。

説明会の対象となる周辺住民、地域の住民の範囲につきましては、低圧、高圧・特別高圧、法律のアセス対象事業に応じて、発電所の敷地境界からの一定距離以内というふうに定めてございます。それと同時に、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うということを発電事業者に求めまして、市町村からご意見があった場合には、その意見を尊重して、当該事業者を周辺地域の住民の範囲に加えるということとしてございます。

このプロセスについてでございますが、再エネ特措法のガイドラインにおいては、事業者が市町村に対する事前相談を行う際の様式、市町村が事業者はこの範囲に加えるべき者を示す際の様式を示しながら、事前相談はこれらの書面により行っていただくことを求めていきたいというふうに考えてございます。

様式については、市町村の事務負担の軽減の観点、可能な限り簡潔なものとしながら、地域住民に、周辺住民に加えるべき者がいる場合には、その理由を併せて示すことが可能なものとした。具体的には 25 ページ目で、事業者から市町村への事前相談の様式が左側、市町村から事業者の回答様式は右側に示してございます。

幾つかポイントを示してございますが、ポイントの 1 番目、事業者が定量基準の範囲内に住民が存在しないと考える場合には、その旨を記載して事前相談を行うこととしてはどうかと。

ポイントの 2 ですが、配布予定資料や周辺地域の住民の範囲が分かる地図等を、まず事業者からはきっちりと添付していただくと。その上で、市町村から事業者の回答に当たっては、チェックボックス形式にして市町村の負担を軽減しながら、実質的な理由が明確になるようにしてはどうかと考えてございます。

また、ポイントの 4 ですが、市町村の境に近接して事業が実施されるケースも想定されます。他の市町村への相談の要否を確認した上で、相談が必要とされた場合には、同様に近接する当該他の市町村に事前相談を行うということとしてはどうかというふうに考えてございます。

最後、5 点目ですが、その他論点ということでございます。

27 ページ目でございます。

周辺地域等に影響を及ぼす可能性が高いエリアにつきましては、原則として事前周知を求めるということではなくて、ここににつきましては説明会の開催を求めるということとしております。

この具体につきましては、FIT/FIP の認定申請要件として許認可取得を求めている、森林法に基づく許認可等に係るエリアや、また、災害発生の場合に、その設備が損壊するリスクの高い土砂災害警戒区域、これは土砂災害特別警戒区域を含むという概念でございます。さらに土石流危険渓流。これは 2024 年度以降に表記の変更がございましたので、土石流危険渓流というふうに表記してございます。

また、条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア。こうしたエリアにつきましては、周辺地域等に影響を及ぼす危険性が高いエリアということとしたいというふうに考えてございます。

なお、一番下の注意書きでありますけれども、「説明会以外の周知方法を求める」ものについて、再エネ特措法に基づく要件を全て充足する説明会が開催された場合には、事前周知措置がなされたものとして取り扱ってはどうかということでございます。

その他論点の二つ目の塊、28 ページ目でございます。

まずは情報管理の在り方を上半分に記載してございます。言うまでもありませんが、説明会の開催に当たっては、住民の個人情報、プライバシーに配慮するということが極めて重要ということでございます。

説明会の録画・録音とその保管を事業者には求めるということとしてございますが、その

際、出席者の背面からの録画を求めるということ。事業者が対外公表することはプライバシーの保護の観点から許容されないことなどについて、ガイドラインに明確化してございます。

また、出席者名簿の作成、意見募集フォームへの対応などが、この説明会の実施に当たって想定される場所ですが、この情報の取扱いについては関係法令を遵守することが大前提ということでございます。また、この説明会の実施に当たって取得した個人情報につきまして、適切に管理及び廃棄することを、FIT/FIPの認定要件として加えてはどうかというふうに考えてございます。

また、下半分でございます。

再エネ発電事業者の変更についてですが、事業譲渡等により再エネ発電事業者が変更となる場合ということにつきまして、これはトラブルになる事案が多いということも踏まえて、変更認定の際に改めて説明会等の実施を求めるとしているところがございます。

この事業譲渡に加えて、合併、会社分割、親族等への贈与も含めて、再エネ発電事業者としての義務履行の主体が交代するという局面でありますので、改めて説明会等の実施を求めることが適切ではないかというふうに考えてございます。

29 ページ、最後の点になりますが、この説明会は、周辺住民における再エネ事業者に対する理解を促進し、その信頼を醸成しながら、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところでございます。

こうした説明会等の趣旨・目的に照らして、制度について不断の見直しを行いながら、要件の充実化を図っていくということが重要であるというふうに考えておきまして、制度施行後1年程度のタイミングで、施行状況を踏まえたフォローアップを行っていききたいというふうに考えてございます。

まず、冒頭事務局からの説明は以上になります。

○山内座長

どうもありがとうございました。

改正再エネ特措法の施行で、詳細な点について今日のご説明いただきました。周知・広報、それから経過措置、それから密接関係者の範囲とか、あるいは市町村への事前相談の具体的な報告と、それからその他ですね。特に説明会に対する詳細なお話でした。

それでは、これについて、皆さんでご議論いただきたいと思います。ご質問、あるいはご意見がありましたらご発言を願いますが、これ、手挙げでもいいですかね。チャットじゃなくて、手挙げのほうがこちら側も把握しやすいので、手挙げ機能でご発言のご希望をこちらにお知らせください。私のほうから指名させていただきたいというふうに思います。

いかがでしょうか。どなたかいらっしゃいますか。

大貫委員の手が挙がりました。大貫委員、どうぞ。

○大貫委員

ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山内座長

聞こえています。

○大貫委員

事務局におかれては、ご説明をありがとうございました。それから、省令及びガイドラインの準備、それからさらにパブリックコメントへの対応、ありがとうございました。

事務局のご提案に、基本的に賛成しております。そのことを前提として、質問が1と、それから意見を二つ申し述べさせていただきます。

質問の一つ目は、スライドの15ページのところであります。

2024年度の入札対象案件のところですが、ここに認定申請までの間に必要な説明会開催、または事前周知を行わなかった場合、事業者の帰責性によらず落札者決定を取り消すというのが、一見すると帰責性によらず取り消されるというのはかなり厳しい感じもするのですが、この点はどのようにお考えなのかということを説明いただけないでしょうか。これは質問です。

それから、二つ目は意見であります。

スライド21、28、先ほどご説明がありました、事業譲渡等により発電事業者が変更になる場合については、改めて説明会を求めるということになっております。

それからガイドラインなのですが、ガイドラインの27ページですけれども、計画変更。これは発電事業者が変更する場合も入りますが、それに伴う説明会を変更認定申請3か月前までに実施するとあります。さらにスライド14を見れば、直接は書いてありませんけれども、事業譲渡等が2024年4月施行前でも認定がそれ以降であれば、説明会の義務があるということになります。

以上を全て併せて考えますと、施行前の譲渡は必ず施行後の認定になり、説明会を行うということに今現在なっているということになります。

この規制の趣旨は、先ほど申し上げましたスライド21、28に明確に書かれております。先ほども事務局のほうから明快な説明がありましたように、できるだけ経過措置を設けないというスタンスであります。それに基本的に賛成です。

今言ったような事業譲渡等に関する説明会の義務づけの理由としましては、21ページの下のところにあります。事業譲渡等には再エネ発電事業者が変更となる場合には、新規で事業の開始をする場合と同様に、地域とのコミュニケーション不足でトラブルが発生する事案が多いと。このことは、同様に28ページにも書かれています。したがって、変更認定の際に、改めて説明会を設けると。これは基本的に妥当なことだろうと思っております。

まさに事業者が変更となる場合は、事業計画の主要部分が変更されているものと捉えるべきでありまして、これは事業者が変更することによって、地域とのトラブルも発生しやすいという状態があると思えます。したがって、しっかりとコミュニケーションをとるという意味で、事業者が変更にとどまる場合であっても、説明会をするという合理性はあるの

だろうというふうに思っております。この点は多少議論があるかと思いましたが、意見を申し述べました。

最後の点は意見となります。

スライドの 24、25 であります。ガイドライン（案）で言うと、7 ページのところに係るところであります。

これは直接的には、自治体に事前相談をする際の具体的な方法に係るところですけれども、このところを読んでいまして、次のようなことも必要なのではないかというふうに思いましたので、発言させていただきます。

周辺住民の範囲を確定するために必要な市町村との事前相談及び市町村の意見表明について、事業者の予測が立つようにしたほうがよろしいのではないかと思います。市町村の事前相談への回答や意見表明が遅れて、事業者に不利益が生じるのは適切ではないと。そういうことはないと思いますが、市町村が回答を遅らせるなどの事態になると、事業者に不測の不利益が発生する可能性がございます。したがって、何らかの回答期限のようなものを設けるというのが考えられることではないかと思います。

もっとも相談への回答期限を法令で決めてしまうこと自体は、自治体の自主的決定の観点から問題がありますでしょうし、法令で期限をきちっと定めることは、技術的観点からいっても容易ではないように思われます。したがって、差し当たり自治体ごとに標準的な回答期限を定めて、公にするというようなプラクティスを取ってもらえないかということをお願いするのはいかがかなというふうに思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

事務局からのご質問の回答とかコメントについては、最後にまとめて行いたいと思いません。

それでは、次に神山委員、どうぞご発言ください。

○神山委員

神山でございます。ありがとうございます。

説明会の FIT/FIP の要件化からフォローアップの必要性まで、今回ご議論させていただいて、大変ありがとうございました。私も全体として、事務局（案）に賛同いたします。

特に説明会等の実施について、特段の経過措置を定めていないという件につきまして、事業の予見性を踏まえて、特段の経過措置が必要なものというものを対象にして、経過措置を行っていくという事務局（案）に賛成しております。

次にガイドラインの整備に関しましても、大変ありがとうございました。

特に自治体に対する相談の様式と自治体意見の様式の整備というのは、手続の公正さや適正性の確保と、自治体の負担軽減に資すると考えます。

その上で 2 点ですが、ご質問 1 点とコメント・意見 1 点をさせていただきたいと存じま

す。

まずご質問なのですけれども、こちらの28ページのところですが、事業者に周辺地域の住民の個人情報・プライバシーに配慮するように求めておられますよね。これは参加者である住民にも求める必要があるように思っております。関連いたしまして、ガイドラインの22ページの3行目に、事業者の方に出席者のプライバシー保護等の観点から、録音・録画の対外公表をしないことというのがあるのですけれども、出席者の方にもこれは求められますし、現在多くの方がスマホ等を持たれておりますので、出席者による撮影や録画は許されるのかということも併せて検討する必要があると思いますので、この辺りのお考え等をお聞かせいただければと存じます。

2点目にコメントさせていただきたい点で、これも説明会開催に関してなんですけど、最近私が触れた案件で、条例で説明会の開催が規定してあって、条例の施行規則に事業者が自治体に提出するための開催報告書というものの様式があるのですけれども、条例施行規則の様式に、参加者の代表者として自治会長のサインが必要というような様式を取っておられる自治体等がございました。

こうした様式ですと、事業者が自身の努力だけでは説明会の開催の報告すらできないということになってしまいまして、事実上不都合が生じているようでございます。実際にお話を伺っていますと住民側のボイコットというのがあるんで、説明会に出ない、出なければ誰もサインをしなくて済むので進まないというような扱いになっているようなのですね。

ですので、説明会が形骸化するというのももちろん防がないといけないのですが、いたずらにその報告等で厳格化してしまっただけで、住民同意まで実質要件化するようなことがあってはいけないというふうにも考えておりますので、事務局が作成してくださったこうした様式というのが大変適切であろうと思います。

「法令上の実体的要件の判断に不可欠な必要最小限のもの」というのを、様式において求めるべきであるというふうに裁判例に即して私も考えておりますので、事務局提示のガイドラインに大変賛同しております。

その上でなんですけど、これまでも自治体等に周知していただいていると思いますが、加えて、こうした省令やガイドラインの策定というのを基にして、各自治体において条例や条例の施行規則を見直していただくということが必要になってこようと思いますので、エネ庁様におかれましては、引き続きこうしたご趣旨のご周知の徹底というのをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、次に大関委員、どうぞご発言ください。

○大関委員

産総研の大関です。一つはコメントと、一つは質問です。

コメントですけれども、まずは取りまとめと、まだパブコメの回答が残っていると思いますけれども、ありがとうございました。基本的に事務局案に賛成させていただきたいと思います。

ただ、1点懸念事項があるとしたら、21 ページ目の事業譲渡に関するものです。

既設の案件については、長期安定電源化に向けて、今後事業者を入れ替えるというか、変わっていくということも、特に太陽光に関しては推進していくこともある程度必要なのかなと考えていますので、それに関してどのぐらいの障害があるかというのが、ちょっと読めないところもあって、その辺りは考えていく必要があるかなと思っています。

他方、既設案件は、これまで説明会をやっていないものもあるので、恐らく事業譲渡をした段階で、一度は実施していくということが現実的に起きてくるのが考えられていて、それは一定程度重要なかなと思っています。譲渡期間が終わった後に変わった方がいいのではないかなということもあると思うのですが、恐らく要件としては、終わった後も係ってくるというふうに法令上は認識しているので、基本的には事業譲渡が発生する段階で1回はやってもらおうということは、これで派生するだろうというふうに考えています。

そういう意味では、集約化とか事業者が変わっていくことを推進していくことと、この説明会は基本的にほとんど案件でやっていくということのバランスですね。これを今後やっぱり考えていかなきゃいけないかなというふうに思っています。

そういう意味では、22 ページ目の要件がそういったスムーズな適正な事業譲渡というのはどういうものかということも考えなきゃいけないですけども、そのものの制約になるかというところが、現状ではちょっと分からないなというがあるので、そこはちゃんとフォローアップしないといけないと思っています。

そういう意味では、29 ページ目にしっかり書いていただいているように、フォローアップが重要だと思いますので、そこをしっかりとやっていただきたいと思いますし、必要なものは不断の見直しをということをお願いしたいと思います。

その際に事業譲渡に当たって、どのような問題があるかで、当然事例としてマクロ的に去年までの事業譲渡がこれだけあって、これだけこの後なくなりましたと、実績はそうなのですが、1年というスパンを考えると、どこまでそれが見えるかなということもありますし、事業譲渡を実際にやめてしまったものは把握できないということになってしまうので、やめてしまった例、特に集約化したかったけどできなかった例とか、そういったものは可能な範囲でいろいろとヒアリング等も含めて、フォローアップしていただければかなと思っています。

また、一度説明した案件に関しては、今後ある程度、じゃあ、何回もある場合にかわしてもいいのではないかと、そういうのをオプションとして考えていくのかなと思いますので、住民側としてどのぐらい必要なかというところも、その辺りも引き続きできるだけフォローアップいただければかなというふうに考えています。これが一つ、意見です。

一つ質問は、運用上の話なのですが、22 ページ目の同じ密接関係者の変更の場合ですけれども、これは現状の認定変更申請をした書類上で分かるものなのか、それとも発電事業

者側が自主的に判断してやるしかないのか、その辺り、運用上、役所側でしっかりと把握できるのか、それとも事後的に怪しそうなものについて個別に書類を求めて、最終的には判断してもらおうと思うのですが、そういうことをしないと分からないものなのかというところは教えていただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

次は松本委員、どうぞ。

○松本委員

山内座長、ありがとうございます。東京大学、松本でございます。

事務局におかれましては、今年4月1日の改正再エネ特措法の施行に向けて、第2次取りまとめから、さらに詳細設計を進めていただきまして、大変ありがとうございます。これまでの詳細設計につきましては、全体的によくまとめられておりますので、賛同したいと思います。

その上で、私からは1点確認したいことと、1点要望があります。

まず確認したいことですが、6ページに、説明会における説明事項の⑤関係者情報がありますが、所有者が土地や設備をリースする場合など、発電事業者と所有者がリンクしないケースもあるかと思いますが、基本的に発電事業者変更の場合は説明会を行うということによろしいでしょうか。お伺いします。

2点目は要望になりますが、FIT認定事業者からFIP事業者へ移行する場合は、説明会は不要かと思いますが、3月の取りまとめの際は、ぜひ明記していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、次に興津委員、どうぞご発言ください。

○興津委員

興津でございます。事務局におかれましては、取りまとめをどうもありがとうございます。これまでの議論を適切に反映していただいていると思いますので、私も賛成いたします。

既にほかの委員からご指摘があった点と重なるのですが、私からも若干申し上げますと、まず大貫委員がご指摘になった自治体の回答期限を設けるという案は、私も大変適切だというふうに思いました。あくまでも標準的な期間ということで、それを経過したら直ちに違法ということにはならないにしても、標準的に回答に要する期間を明記することは、事業者の予測可能性、あるいは適正手続の観点から、大変適切だというふうに存じます。

それから、神山委員がご指摘になりました個人情報保護の観点、ほかの参加者にも課すべきではないかという点も同感でございます。また、併せて神山委員、この制度が住民同意に

転化してはならないということをおっしゃいましたが、その点は私も同感でございます。

それから、大関委員からフォローアップの必要性についてもご指摘がありました。制度をつくって、後はほったらかしではなく、問題点がないかどうかをチェックするということが大変適切だと思います。

一応この1年という期間を目安として設定されているわけですがけれども、恐らく問題は1年たたないうちに出てくるものもあるでしょうし、あるいは1年経過した後に新たに発覚するというものもあるかもしれませんので、1年の経過のタイミングでフォローアップをするということは大変結構だと思いますが、この1年という期間に必ずしもこだわらず、問題点が生じたら、その都度その都度適切な対応を取っていただくということも、併せてお願いできればというふうに思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。今、手を挙げている方がいらっしゃいませんけど、ほかにいかがでしょうかね。

よろしければ事務局から、ご質問も幾つかありますので、ご質問に対するお答えとコメントをお願いしたいと思います。

○日暮新エネルギー課長

様々なご指摘、コメント、ご助言、ありがとうございます。

幾つかご質問をいただいていたので、まずご質問からですが、大貫委員から、帰責性によらず、FITの入札対象案件についての説明会等の実施について、説明会がなされなかった場合は、帰責性によらず落札者決定を取り消すということについてのご質問をいただきました。

他の入札によらないFIT/FIPの認定に当たっても、説明会の実施ということは、これは事業者の帰責性によるかよらないかにかかわらず、説明会を実施していただくということになってございます。他のFIT/FIPの認定と同様に、入札案件についても、落札したとしても、必ず説明会というのを実施ということは、認定に当たってやっていただきたい、認定の要件となるということを確認したいということでございます。

また、ご質問いただいていた説明会の中での住民側の録画・録音の取扱いにつきましても、他の住民の方のプライバシーの確保、保護という観点から、ガイドラインの中で取扱いを明示するということを検討したいというふうに考えてございます。

その上で、自治体ごとに標準的な説明会の回答について、期限を設けてはどうかということについて、ご質問いただきました。また、説明会の開催が実質的な住民同意を要するという事にならないかどうかというご懸念もいただいております。

まず、自治体ごとの標準期限ということについては、まず自治体にこの負担の軽減という観点から、施行段階においては、まずはお示ししたような様式を示しまして、自治体と事業者におけるスムーズなコミュニケーションを最大限サポートしながら、事業者側について

も明確に自治体に対して問合せをし、自治体側からしてもなるべく負担のかからない形で、必要十分な情報提供、意見表明というものを事業者に対して行うということを確保していきたいというふうに考えてございます。

したがって、まずは自治体と事業者における密接なコミュニケーションをとる中で、この地域との共生と再エネの拡大ということを両立する仕組みとしていきたいと考えてございます。

ただ、個別の事案に応じて、自治体側の対応というものについては、施行後、先ほど申し上げましたフォローアップの中でしっかりと見ていきたいというふうに考えてございます。

まずは、個別の事案に応じて問題が生じれば、自治体、発電事業者の間でのコミュニケーションの中で解消していくということとしたいというふうには考えてございますが、ご指摘いただいた点、フォローアップの中で自治体、事業者間のコミュニケーションがしっかりとされるかということとはよくよくフォローしながら、ご指摘も踏まえながら、必要な対応ということが出てくれば、速やかにこの点も不断の見直しという中で、検討を加えていきたいというふうに考えてございます。

自治体の住民同意に実質的になってはならないという点についても同様だというふうに考えてございまして、地域との共生を進める中で、再生可能エネルギーということも両立させていくというのが制度の趣旨でございます。住民の誰かが不同意であることをもって、再生可能エネルギーが全く進まなくなるということは避けなければならないというふうに考えてございます。

ただ、進めるに当たって、住民と発電事業者の円滑なコミュニケーションを、説明会を通じてしていただくということが制度の趣旨ということでございます。こういうものが説明会の趣旨であるということは、重ねて資源エネルギー庁としても発電事業者、あるいは自治体、あるいはホームページなどを通じて発信していきたいというふうに考えてございます。この点もしっかりと、説明会の実施状況ということもフォローしていきながら、問題が生じてくるようなものがあれば、つぶさに見ていきながら、不断の見直し、ご指摘を踏まえながら、しっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

また、事業譲渡などの変更にあたっての説明会を実施することについてのご指摘がございました。

まず、松本委員からございました FIT から FIP への切替えにあたっては、説明会の実施というのを要件とすることは考えてございません。新しい説明会の実施は不要であると考えてございます。

また、事業譲渡につきまして、大関委員からありましたとおり、電源の集約化ということは、資源エネルギー庁として進めていきたいということであるということは、改めて申し上げたいと思います。

他方で、事業譲渡や会社分割などを通じて、実質的な発電事業者の主体が変更され、事業の骨格が変わると。その際に周辺住民との関係でのトラブルということが起こるという状

況については回避して、そういうことになる前に事業譲渡等が行われたときには、説明会を通じて、発電事業者と地域住民のコミュニケーションを図っていくということは、きっちりと進めていくべき事項だというふうに考えてございます。

この事業譲渡の際、どの程度の障害があるのかどうかということをお大関委員からコメントをいただきました。これも実態、フォローアップ、不断の見直しということを、施行した後しっかりとフォローをしていきたいというふうに考えてございます。

また、大関委員から密接関係者の定義について、これは事業者が分かるのか、変更認定の際にどうなるのかということについて、ご質問がございました。

過去の発電事業計画の中に明記がされていないというものも確かにございますが、現時点の再エネ発電事業計画には、主要な出資者等の記載を求めているところでございます。4月1日以降は、認定計画に記載されているかどうかにかかわらず、密接関係者の変更の事実があった場合には、この説明会を開催した上で、FIT/FIP要件の認定が必要ということの法運用になります。

したがって、我々の執行する当局において情報が一部ありますが、全てはないという状況になりますので、事業者におかれましては、この密接関係者の範囲が変わった場合には、基本的にはご自身でチェックもしていただきながら、説明会の実施を判断していただくということになります。どういう場合に判断するのかどうかということにつきましては、お問合せいただければ法執行当局において、ご説明して、ご案内をするというような準備を、我々としても進めていきたいというふうに考えてございます。

ご質問いただいた点につきまして、まずご回答させていただきました。もし不十分な点がございましたら、またご質問、ご指摘いただけたらと思います。

○山内座長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。次のご質問とかございますか。よろしいでしょうかね。

オブザーバーの方で、何かありますか。ご発言のご希望はありますか。よろしいですか。

それで、今ご意見をいただいて、内容についてですけども、皆さん、委員の方がおっしゃったように、全体的に賛成しますというようなことで、おおむね皆さんのご理解をいただけたかなというふうに思っておりますけれども、幾つかポイントがあると思うのですね。それは、説明会の認定要件化で、入札対象案件などの場合を除きまして、特段の経過措置は設けないと、こういった前提ですね。これはこれでよろしいと思います。

それから、もう一つは密接関係者の範囲でして、例えば株式会社の場合では、当該事業者の過半数の株式を保有する株主とその親会社ということで、これも事務局側のとおりで皆さんご意見なかったと思います。

それから、事業譲渡に加えまして、合併、会社分割等も含めて、再エネ発電事業者を変更する場合ですね。この場合には、変更認定時に改めてFIT/FIP認定を求めると、こういうことでまとまったということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、基本的にポイントというのはここかなというふうに思っています。

それでは、本日の議論を踏まえまして、事務局におかれましては、地域と共生した再エネの導入拡大を図っていくと、こういうことで、本年4月の法施行に向けて、引き続き着実に準備を進めるということをお願いしたいというふうに思います。

3. 閉会

○山内座長

それでは、本日の議事は以上ということになります。

次回以降の開催について、事務局からお願いいたします。

○日暮新エネルギー課長

次回の委員会につきましては、時期が参りましたら、経済産業省のホームページでお知らせいたしたいと思います。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の会合を閉会とさせていただきます。

ご多忙中、そして熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。